

学校法人創心会役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準

2024年6月1日 制定

(目的)

第1条 この基準は、学校法人創心会の役員及び評議員の報酬等及び費用について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 役員及び評議員の報酬は、次の各号について支給する。ただし、北九州病院グループの各法人に在籍する者を除くものとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

(役員等の報酬)

第3条 第2条に規定する役員及び評議員の報酬は諸手当とする。

- 2 役員及び評議員の報酬は別表1のとおりとする。
- 3 前二項にかかわらず、特に必要と認めるときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会がこれを決定する。

(支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬は、次の各号により支給する。

- (1) 会議実施月の翌月の、本法人職員の給与支給日に合わせて支給する。
- (2) 報酬は、現金により支給する。ただし、本人の同意がある場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(退職金)

第5条 役員及び評議員の退職金は、これを支給しない。

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項及び基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会がこれを決定する。

附 則

1. この基準は、令和6年6月1日から施行する。

別表 1

対 象 者	報 酬
第 2 条に規定する理事	日 当：20,000円 交通費：本法人の旅費規程別表 1 を適用する。 (ただし、新幹線の利用はこれを妨げない。)
第 2 条に規定する監事	日 当：20,000円 交通費：本法人の旅費規程別表 1 を適用する。 (ただし、新幹線の利用はこれを妨げない。)
第 2 条に規定する評議員	日 当：20,000円 交通費：本法人の旅費規程別表 1 を適用する。 (ただし、新幹線の利用はこれを妨げない。)

備考 1. 市内交通費は、報酬又は日当額に含むものとする。

2. 前泊又は後泊を伴う移動の日の日当は支給しない。